

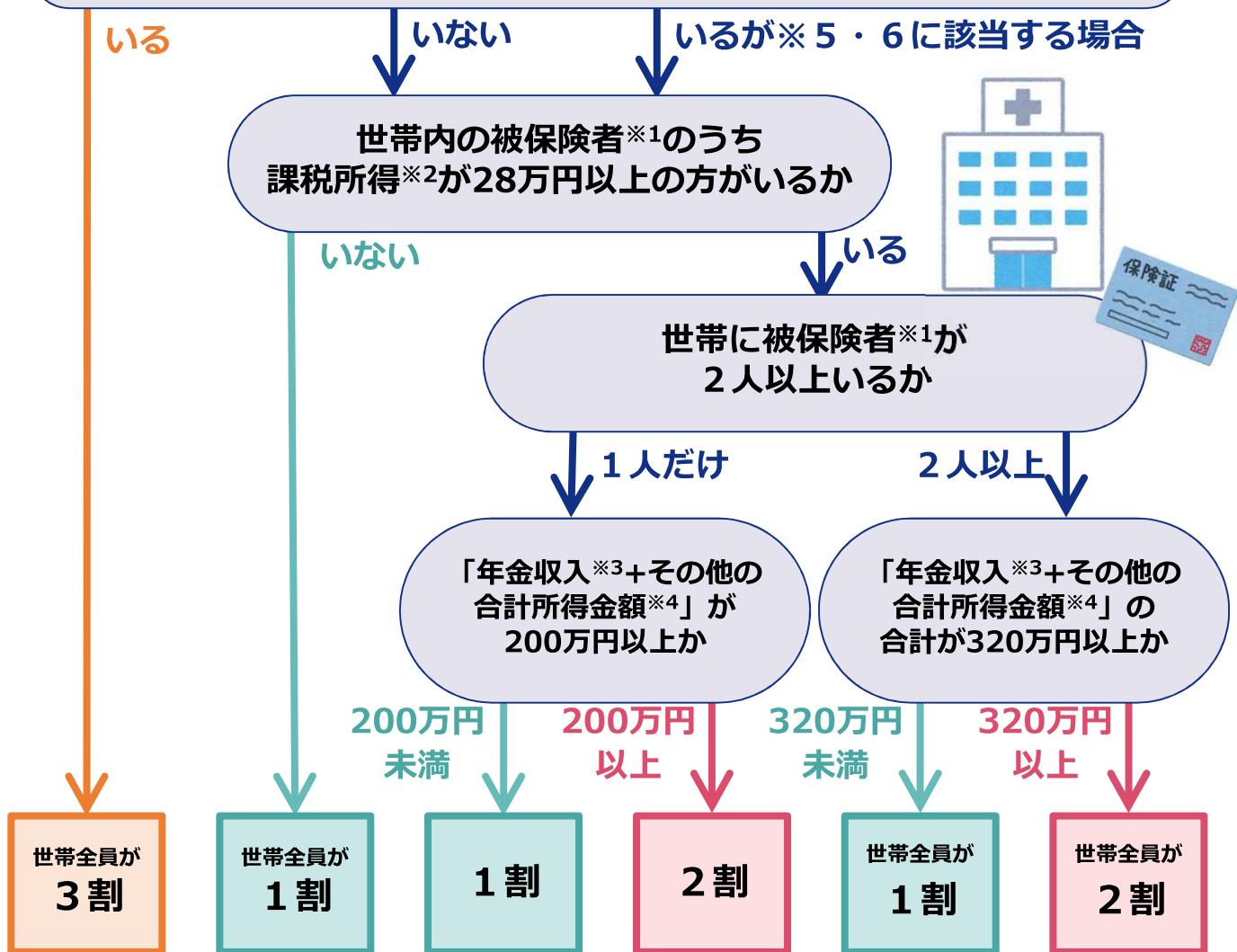
# 令和4年10月1日以降の窓口負担割合は 主に以下の流れで判定します

- 窓口負担割合は、被保険者※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。

(令和3年の所得等をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります。

各自の課税所得や年金収入は、令和4年の6月頃にお住いの市町から送付される市(町)民税・県民税納稅通知書でご確認ください。)※市(町)民税非課税世帯に、通知書は送付されません。

## 世帯内の被保険者※1のうち課税所得※2 145万円以上の方がいるか



※1 後期高齢者医療の「被保険者」とは75歳以上の方及び65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方です。

※2 「課税所得」とは市(町)民税・県民税納稅通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。なお、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の控除対象者がいるときは、その人数に一定額(16歳未満33万円、16歳以上19歳未満12万円)を乗じた額を世帯主である被保険者の市(町)民税課税所得から控除します。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

※5 次に掲げる方は基準収入額適用申請をすることにより3割負担ではない判定となります。

- ・被保険者1人の場合、当該被保険者の令和3年の収入額が383万円未満
- ・被保険者が2人以上の場合は、同一世帯内の被保険者の令和3年の収入額の合計が520万円未満
- ・同じ世帯に70～74歳の方がいる場合は、当該被保険者と70～74歳の方との収入額の合計が520万円未満

※6 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者及び同一世帯内の被保険者の旧ただし書き所得(令和3年の総所得金額等から市(町)民税の基礎控除を差し引いた額)の合計が210万円以下の場合は3割負担ではない判定となります。